

議 第 263 号

平成26年 2 月 21 日提出

市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第5項の規定により、熊本市と菊池市との境界変更に伴う財産処分について、協議により別紙のとおり定める。

熊本市長 幸 山 政 史

（提出理由）

市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について、地方自治法第7条第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

財産処分に関する協議書

境界変更に伴い、熊本市内に存在することとなる菊池市の土地菊池市泗水町南田島字佐野田863の1、866の1、867の1、868の1に隣接介在する道路、水路である無番地の土地（267.74平方メートル）は、熊本市の土地とする。

平成 年 月 日

熊本市長 幸 山 政 史

菊池市長 江 頭 実

財産処分箇所図 (熊本市・菊池市)

